

## 浄化槽や汲み取り便槽の撤去時の清掃等について

下水道切替工事や建築物の解体撤去工事を実施する際には、浄化槽やし尿汲み取り便槽が埋設されていないか、施主様や清掃業者等に必ず確認してください。  
埋設されている場合は、撤去等の前に槽内の全量汲み取り・洗浄等の清掃が必要です。

し尿汲み取り便槽や浄化槽の廃止（下水道の切り替え等を含む）の際には、槽の最終清掃（全量汲み取り、洗浄等の清掃の実施）が必要です。最終清掃を実施せず、槽に付着したし尿や浄化槽汚泥をそのまま投棄する行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反する行為（不法投棄）となり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）に処せられます。

### ■最終清掃完了後、「最終清掃の実施業者を確認できる書類」又は「最終清掃状況調書」を提出してください。

下水道切替工事や建築物の解体等の依頼を受けた際は、

- 1 施主様に浄化槽やし尿汲み取り便槽の設置状況について確認してください。
- 2 浄化槽やし尿汲み取り便槽がある場合は、市の許可業者に依頼し槽内の最終清掃（全量汲み取り、洗浄等の清掃）を必ず行うよう、施主様にお伝えください。
- 3 許可業者により最終清掃が完了したら、①最終清掃の実施業者を確認できる書類（清掃記録控のコピー等）又は②最終清掃の実施状況を記載した書類（最終清掃状況調書）のいずれかを、下水道切替工事の場合は完了届出書類とともに市下水道課へ、それ以外の場合は市環境課へ、それぞれ提出してください。

### ■浄化槽清掃許可業者等

- 1 浄化槽の清掃は、尾張旭市の許可を受けた次の4業者のいずれかで実施してください。（これまでの清掃業者については施主様にご確認ください。）

業者名	電話番号
㈱旭衛生社	0561-53-1400
㈱アイチ衛生	0561-82-4040
尾張衛生保繕㈱	0568-51-1729
㈱尾東	0561-82-2200



- 2 し尿汲み取り便槽の汲み取りは、上記4業者が行いますが、設置地区により実施業者が異なりますので、これまでの汲み取り実施業者を施主様にご確認ください。

### ■浄化槽使用廃止届出書について

浄化槽の使用を廃止した場合、設備所有者に、使用を廃止した日から30日以内に別途「浄化槽使用廃止届出書」を愛知県（〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 尾張県民事務所環境保全課、電話052-961-7255）へ提出するようお伝えください。

### <問い合わせ先>

（下水道接続について）市 下水道課 排水設備係 0561-76-8167  
（浄化槽・し尿について）市 環境課 環境保全係 0561-76-8136